

第二百十五号議案

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例（令和七年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
第十四条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。